

掛川市告示第44号

掛川市外3組合公平委員会共同設置規約を次のとおり変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成25年4月1日

掛川市長 松井三郎

掛川市外3組合公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

掛川市外3組合公平委員会共同設置規約（平成17年4月1日施行）の一部を次のように変更する。
題名を次のように改める。

掛川市外2組合公平委員会共同設置規約

第1条中「、小笠老人ホーム施設組合及び掛川市・袋井市新病院建設事務組合」を「及び小笠老人ホーム施設組合」に改める。

第2条中「掛川市外3組合公平委員会」を「掛川市外2組合公平委員会」に改める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。